



看護師特定行為に関するご案内

～教育システム・手順書・指導者講習会～

全日本病院協会は看護師の特定行為研修を推進しています

全日本病院協会では、2015年10月1日からスタートした看護師の特定行為研修を推進しています。

その理由は、会員の多くが中小病院であり、また慢性期医療と在宅医療の実施に加えて、関連施設として訪問看護ステーション、介護保険サービス等を併設する法人が多いからです。

そういった場面では、急性期病院の集中治療室などと異なり、人的資源の乏しい中で、看護師のよりの確な判断、特定行為の実施が今後の施設の維持に必須であると考えています。当協会だからこそ出来る全国規模の指導者講習、標準的手順書作成、eラーニング教材の提供を進めており、会員病院等の方々が、これらのツールを使うことで、躊躇なく、指定研修機関、ないしは指定研修機関と連携した協力施設となっただき、今後の医療提供体制の質の向上に活用していただくことを期待しています。



特定行為とは？

【制度の趣旨】

2025 年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）に則って、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。



厚生労働省 看護師特定行為研修



看護師が特定行為を実施できるようになるための方法は？

手順書に則って特定行為を行う場合は、特定行為研修を修了することが必要であり、研修の内容は全てに共通して学ぶ「共通科目」250 時間と「区分別科目」8～34 時間に分かれています。講義、演習、実習、試験によって行われ、「e ラーニング」を導入することが可能です。特定行為研修は厚生労働省が指定する指定研修機関、または、指定研修機関と連携する協力施設で行われます。



「e ラーニング」で研修を受講するには？

協会では、研修生が遠方へ出向いて研修を受講するのではなく、e ラーニングによる講義・演習と所属病院での実習によって研修を修了することを目的としています。各地域の病院がe ラーニングを利用する指定研修機関となることで、または指定研修機関と連携する協力施設となることで、看護師が所属する医療機関、訪問看護ステーション等で実習できる仕組みを構築したいと考えています。そのため、2016 年4月より、当協会と一般社団法人 S-QUE 研究会との共同開発により、「特定行為に係る看護師の研修」の e ラーニングコンテンツを開発し、多数の医療機関に提供を開始しております。

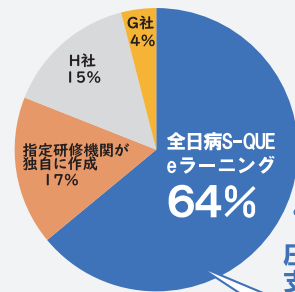


「e ラーニング」（オンデマンド研修）の概要



- 【講義】講義資料をダウンロード 講義を受講
講義受講後、確認テストを実施 質疑応答
- 【演習】グループワークによる演習を実施
- 【科目修了試験】科目ごとに科目修了試験を実施
- 【受講管理】管理画面で詳細な受講管理

【全日病S-QUEe ラーニング採用率】



圧倒的な支持!!!

- すでに S-QUE 院内研修 1000' をご利用の病院は、看護師特定行為研修（共通科目分）の e ラーニングを無料でご利用いただけます。
- 病院単位での契約ですので、全ての看護師も生涯教育の一環として本研修を受講することができます。
- さらに詳細な内容・お問合せは、下記へご連絡下さい。

一般社団法人 S-QUE(エスキュー)研究会 〒182-0006 東京都調布市西つじヶ丘 3-37-2-9F
Tel:0120-128-774 Fax:03-5314-333

現在認定されている134の指定研修機関のうち86の指定研修機関が全日病S-QUEeラーニングを採用しています。(2019年8月)



全日病の e ラーニングを使用する研修（例1）

特定行為研修
受講看護師



指定研修機関

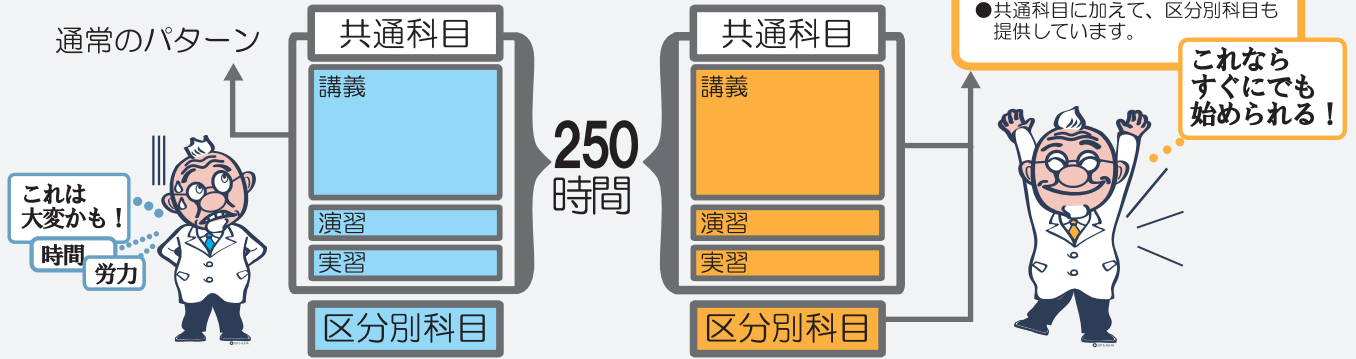
指定研修機関で指導者の確保など適切な指導体制のもとeラーニングを活用した講義・演習、実習を実施。
(実習は自施設でなくとも協力施設でも可)



「eラーニング」の利用で効率的に研修ができます。

- 【共通科目】・・・全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修【250時間】
- 【区分別科目】・・・特定行為区分ごとに必要な知識、技術及び態度の基礎を身につけるための研修【8～34時間】

指定研修機関等で独自に作成する必要がある内容
 全日病eラーニングに含まれる内容（共通科目のみの提供となります。）



共通科目の講義・演習・実習及び区分別科目のカリキュラム及び教材を独自に作成しなくてはなりません。

共通科目の講義・演習・実習についてカリキュラム及び教材が完成しているため、独自に作成するのは区分別科目のみ。
 ※指定研修機関によって独自に内容を追加することは差支えありません。

ID 数無制限で、看護師特定行為研修「共通科目」を院内研修に組み入れてご利用ください
 ※半永久的に保管できる受講履歴で履修免除

研修員全員にeラーニングのIDを配布し、共通科目を研修教育として院内研修システムに導入し、全員が全日病 SQUE eラーニングを受講。

関心を示した看護職員が特定行為研修に必要となる研修機関での受講を促す。受講履歴を確認し、既に受講済みの研修員に対しては「履修免除」とする。

1年間の受講履歴に基づき特定行為研修に必要となる研修機関での受講を促す。上記の受講履歴を確認し、既に受講済みの研修員に対しては「履修免除」とする。

受講履歴を確認し、既に受講済みの研修員に対しては「履修免除」とする。

講義 演習 実習(共通科目) OSCE テスト すべてのeラーニングコンテンツを提供

講義 第一線で活躍する講師陣 12名が60分以内で準備するから研修計画の組み立てが簡単 講義資料はいつでもダウンロード可能

講義視聴テスト 講義時間の約1割をテストを受けられない仕組みが好評

演習・実習 演習・実習eラーニングで提供 特定行為研修に必要となる研修機関での受講を促す

科目終了試験 2200問の問数から自由に出現可能

受講状況を確認 受講者ごと1講義ごと、用途を限定して確認 受講履歴がいつでも確認可能

共通科目(講義 195時間、演習・実習 55時間:合計 250時間)

科目	時間数
共通科目の内容	
臨床病態生理学	45h → 30h
臨床検査	45h
フィジカルアセスメント	45h
臨床薬理学	45h
疾病・臨床病態総論	60h → 40h
医療安全学/特定行為実践	70h → 45h
合計	250h

全日病SQUE eラーニングは、通知改正後の「学ぶべき事項」に適法かつ適切に準拠

全日病SQUE eラーニングは、通知改正後の学ぶべき事項である「特定行為実践に関連する医療倫理、医療管理、医療安全とケアの質保証を学ぶ」という項目に準拠してeラーニングを配信します。

- point 1 共通科目 315時間 → 250時間に精簡化
 全日病 SQUE eラーニングでは、250時間の新しい共通科目を配信
- point 2 区分別科目の時間数の大幅変更、実習時間は症例数で表示
 例 動脈血ガス分析関連 30時間→13時間+5症例×2 特定行為
 ろう孔管理関連 48時間→22時間+5症例×2 特定行為
 全日病 SQUE eラーニングでは、新しい時間数での21区分別科目を配信
- point 3 区分別科目のパッケージ化
 全日病 SQUE eラーニングでは、「在宅・慢性期領域」「術中麻酔管理領域」「外科術後管理領域」「救急領域」すべての領域別パッケージを配信



区分別科目

※区分別科目単体での契約も可能です。

※学費の目安 ※講義・演習の時間のみ表記し、実習時間は症例数で表記

公開中の区分別科目の内容	時間数	公開中の区分別科目の内容	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9h	感染に係る薬剤投与関連	29h
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	29h	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16h
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8h	循環動態に係る薬剤投与関連	28h
ろう孔管理関連	22h	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26h
栄養に係るカテーテル管理(CVC)関連	7h	循環器管理	20h
栄養に係るカテーテル管理(PICC)関連	8h	心臓ドレーン管理関連	8h
創傷管理関連	34h	胸部ドレーン管理関連	13h
創部ドレーン管理関連	5h	腹部ドレーン管理関連	8h
動脈血ガス分析関連	13h	術後疼痛管理関連	8h
透析管理関連	11h	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	17h
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16h		

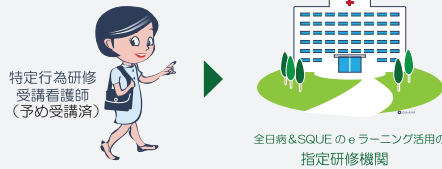
領域別パッケージすべてを配信開始
 在宅・慢性期領域 / 術中麻酔管理領域 / 外科術後管理領域 / 救急領域

注意 ※研修は、指導者の確保など適切な指導体制のもと行う必要があります。
 ※演習・実習は指定研修機関または協力施設で行う必要があります。



全日病のeラーニングを使用する研修(例2)

- 全日病SQUE eラーニングはすでに多くの指定研修機関で活用されており、今後さらに活用されていくことが見込まれます。
- 履修免除は、各指定研修機関の判断によって、既に履修した科目の履修状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除されることをいいます。
- 履修免除は指定研修機関の判断ですが、全日病SQUE eラーニングを活用している指定研修機関で研修修了した看護師は、全日病SQUE eラーニングを活用している他の指定研修機関において、新たな特定行為区分を追加で受講する場合、共通科目250時間分について履修免除が容易になると考えられます。
- その他、特定行為研修としてではなく生涯教育の一環として全日病SQUE eラーニングの受講を開始した場合でも、指定研修機関の判断によっては、履修した内容を認め履修免除とされる場合があります。あらかじめ、指定研修機関と協議することをお勧めします。



受講した記録(証拠)を持参し、指定研修機関での受講を開始
 ●受講記録を元に履修(受講済)の認定
 ●未履修の部分のみ講義・演習・実習

指定研修機関の判断によっては、既に他施設において履修した内容を認め、履修免除とすることが可能です。





指定研修機関の指定の基準とは？

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいいます。

<指定の基準>

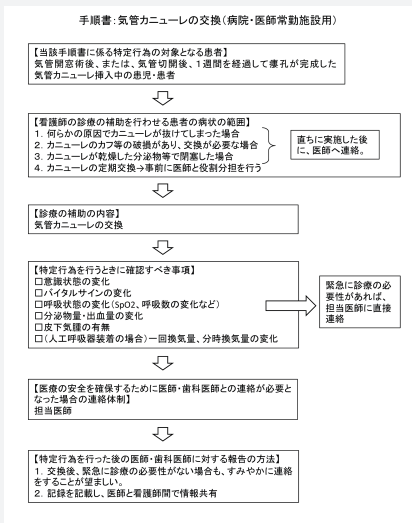
- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

指定研修機関申請への支援（申請に関するご負担が軽減されます）

全日病のeラーニング契約病院に対して、申請書類ひな形の提供や電話、メールによる相談を行っております。実施はS-QUE研究会が行い、困難事例に関しては全日病が対応いたします。



手順書について



特定行為研修省令で定められた手順書の記載事項を踏まえて、統一した雛形を用い、各医療現場で少し修正を加えれば、あらゆる診療の現場で利用可能な、より標準的な手順書例を作成しとりまとめた「特定行為に係る手順書例集」を当協会HPにて掲載しております。

全日病 手順書



内容は以下の通りとなっております。

- ・手順書例集の位置づけ、作成過程
- ・手順書例集作成に当たっての工夫、留意事項
- ・特定行為38行為に係る手順書例
- ・手順書例集の活用にあたっての留意事項、解説



看護師特定行為研修指導者講習会について

「看護師特定行為研修指導者講習会」を開催しております。

当協会では、指定研修機関や実習施設の指導者向けワークショップを中心としたプログラムであり、「制度の内容の理解促進」、「手順書の指示に関する理解促進」、「手順書における看護師の判断の範囲の理解促進」等の内容がもりこまれております。

全日病 看護師特定行為研修指導者講習会



●厚生労働省の助成金等について
所属施設を対象とした「キャリア形成促進助成金」や、研修生を対象とした「一般教育訓練給付」の制度があります。詳細につきましては、厚生労働省より発行されている【未来の医療を支える「特定行為研修」のご案内】をご参照下さい。

厚生労働省 PDF 未来の医療を支える「特定行為研修」のご案内

